

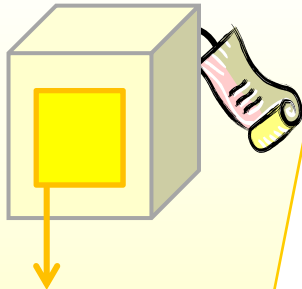
栄養表示の対象成分について

平成25年12月4日

消費者庁食品表示企画課

現行の栄養表示制度について

販売に供する食品について、栄養成分の含有量の表示や、「〇〇ゼロ」、「〇〇%カット」などの栄養強調表示、栄養成分の機能を表示する場合には、健康増進法に基づく栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。



栄養成分表示
1袋(75g)当たり

エネルギー	390kcal
たんぱく質	5.3g
脂質	19.1g
炭水化物	49.1g
ナトリウム	311mg

<適用対象>

容器包装及び添付文書

<適用の範囲>

販売に供する食品(専ら営業者が購入し、又は使用するもの及び生鮮食品(鶏卵を除く。))を除く。

① 栄養成分表示(栄養表示基準第2条～第4条)

<栄養成分表示をする際の必要表示事項>

1. 100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位当たりの熱量及び主要な栄養成分の量(一般表示事項という。)を表示。

- 熱量(エネルギー)
- たんぱく質
- 脂質
- 炭水化物(糖質及び食物繊維でも可)
- ナトリウム

<任意表示事項>

2. 以下の成分については、栄養表示基準に表示の基準が定められている。

- 13のビタミン・11のミネラル
- 飽和脂肪酸
- コレステロール
- 糖類(単糖類又は二糖類であって糖アルコールでないもの)

- (ビタミン) ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸
- (ミネラル) 亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、マグネシウム、マンガン、ヨウ素、リン

3. 栄養表示基準で定められていない成分も、科学的根拠に基づく限り、任意に表示して差し支えない。

- コラーゲン
- ガラクトオリゴ糖
- ポリフェノール など

② 栄養強調表示(栄養表示基準第5条～第10条)

栄養強調表示をする場合は、栄養表示基準に定める事項を遵守するとともに、一般表示事項を表示しなければならない。

- 絶対表示(高～、～含有、～ゼロ、～控えめ等)
- 相対表示(～倍、～%カット等)

③ 栄養成分の機能表示(栄養表示基準第2条)

17種類のビタミンやミネラルについては、栄養成分の機能の表示をすることができる。
この場合には、1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分量が定められた上・下限値の範囲内にある必要がある。

今後の検討課題(案)

第1回調査会

➤ 栄養表示の対象成分について

- ①食品表示基準に規定する「栄養成分」について
- ②義務化の対象成分について

➤ 栄養表示の対象食品及び対象事業者について

- ①義務化の対象食品について
- ②義務化の対象事業者について 等

➤ 各栄養成分の分析法及び「誤差の許容範囲」の考え方について

- ①分析法について
- ②表示単位について
- ③誤差の許容範囲について 等

➤ 栄養強調表示について

- ①食事摂取基準の改定に伴う基準値の改正について
- ②現行基準のうち、コーデックス委員会ガイドラインと齟齬する事項について
- ③他の表示と異なる文字の色、大きさによる表示も強調表示に含めるか 等

➤ 表示の方法について

- ①栄養成分の量及び熱量の表示順について
- ②食品単位(100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位)について
- ③表示場所、文字の大きさ、配色等について 等

食品表示基準に規定する 「栄養成分」について

食品表示基準に規定する栄養成分について①

【背景】

現行の栄養表示基準(平成15年厚生労働省告示第176号)に規定する「栄養成分」は、たんぱく質、脂質、炭水化物、12種類のミネラル及び13種類のビタミンである。これらについて表示をしようとする場合には、一定のルール(表示順序、強調表示の基準等)を定めている。なお、脂質に包含される飽和脂肪酸及びコレステロール、炭水化物に包含される糖類及び食物繊維については、当該成分の量に関して強調表示をする際の基準がある。

また、消費者庁では平成23年2月に「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を公表し、トランス脂肪酸に関して食品事業者が情報開示を行う際のルールとなる指針を示している。

他方、栄養表示基準で定める栄養成分以外の成分の表示については、科学的根拠に基づいたものである限り、販売者の責任において任意に行われるべきものとして取扱うこととしている。(栄養表示基準に定められていない成分の表示に関する取扱いについて(平成19年1月30日食安新発0130001号、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知))

栄養表示基準(告示)

<栄養成分(第1条の2)>

- ①たんぱく質
- ②脂質
- ③炭水化物
- ④亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、ヨウ素、リン
- ⑤ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸

その他の規定

栄養表示基準で定める栄養成分(飽和脂肪酸等、上記栄養成分に包含される成分を含む。)以外の成分の表示については、科学的根拠に基づいたものである限り、販売者の責任において任意に行われるべきものとして取扱う。

(例:ポリフェノール等)

食品表示基準に規定する栄養成分について②

【背景(つづき)】

ミネラルのうちモリブデンについては、食事摂取基準*において基準値が策定されているものの、栄養表示基準における「栄養成分」として規定されていなかった。現在、消費者庁調査事業において分析法を検討中であり、標準化された分析法が平成25年度中に確立される見込みである。

*食事摂取基準とは、健康増進法第30条の2の規定に基づき、国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量や栄養素の量に関する事項を定めたものである。

【考え方(案)】

- ・食品表示法第4条第1項の規定に基づき定める食品表示基準における「栄養成分」は、現行の栄養表示基準に規定する栄養成分と同じとし、表示をしようとする際のルール(表示順序、強調表示の基準等)を定めることとする。
- ・モリブデンについては、前述の調査事業の結果を踏まえて「栄養成分」に追加することを検討する。
- ・食品表示基準で定める栄養成分以外の成分の表示については、現行の運用どおり、科学的根拠に基づいたものである限り、販売者の責任において任意に行われるべきものとして取扱うこととする。

食品表示法（平成25年法律第70号）

（食品表示基準の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

＜新基準(案)のポイント＞

食品表示基準に規定する「栄養成分」は、現行の栄養表示基準第1条の2に規定する栄養成分と同じとする。（モリブデンについては、追って検討する。）

義務化の対象成分について

これまでの検討経過について(表示すべき栄養成分の優先度)

【背景】

栄養成分表示検討会報告書(平成23年8月23日・消費者庁)において、表示すべき栄養成分の優先度は、エネルギー、ナトリウム、脂質、炭水化物、たんぱく質の順とされており、これらは「健康・栄養に関する基本的な知識として、全ての国民が知っておくべきであると考えられるもの」として位置付けられている。

その他の栄養成分については、「国内外の科学的根拠等をもとに、引き続き検討すべき」とされている。このうち、食物繊維及び飽和脂肪酸については、「栄養摂取状況から欠乏や過剰等問題がある」と考えられている。

優先度案

*: 一般表示事項／無印: 一般表示事項以外の成分
 ____ (下線): 栄養摂取状況から欠乏や過剰等問題があると考えられたもの

1	*エネルギー	適正体重の維持が推奨される中、各種疾病のリスクファクターである肥満について、特に20～60歳代の男性肥満者の割合は増加傾向が鈍化
2	*ナトリウム	高血圧予防の観点で我が国の健康・栄養政策として重要度が高い栄養成分であるが、目標量以上をとっている人が7割以上存在
3	*脂質	脂質のとりすぎは動脈硬化等心疾患のリスクを促進することから、適切な脂肪エネルギー比率での摂取が推奨されるが、目標量を超える人が約半数存在
4	*炭水化物	最も主要なエネルギー源であり、摂取割合が最も多い。
5	*たんぱく質	人の体の組織を構成する主要な栄養素である。

【選定基準】

1. 我が国の健康・栄養政策において、国民の健康の保持増進に影響を与えている栄養成分として、目標が掲げられている栄養成分のうち、国民の栄養摂取状況から問題があると考えられるもの
2. 健康・栄養に関する基本的な知識として、全ての国民が知っておくべきであると考えられるもの

～今後、検討が必要なもの～

ビタミン・ミネラル類	生体の機能の維持や生活習慣病の予防には、ビタミン・ミネラルの適切な摂取が必要
*食物繊維	生活習慣病の予防に重要と考えられる栄養素のひとつであり、目標量をとれていない人が半数以上存在
糖類	WHOでは、遊離糖類の摂取制限を推奨
飽和脂肪酸	WHOでは、飽和脂肪酸の摂取低減や不飽和脂肪酸への切り替えを推奨しているが、適正範囲を超える人が半数近く存在
トランス脂肪酸	トランス脂肪酸のとりすぎは冠動脈疾患を増加させる可能性が高い。
コレステロール	血中コレステロールが心疾患のリスクを高める可能性

これまでの検討経過について(国際比較)

【背景】

食品表示一元化検討会報告書(平成24年8月9日・消費者庁)においては、対象成分について「栄養表示の義務化に向けての環境整備の状況を踏まえつつ、実際の義務化施行までに対象成分を決めることが適当である。なお、コーデックス委員会の栄養表示ガイドラインにおいて、栄養表示を行う際に必ず表示すべき栄養成分として定められているものには、現行の一般表示事項(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム)のほかにも飽和脂肪酸や糖類がある。対象成分の検討に当たっては、これらを含め、各国の義務表示の実態を踏まえつつ、幅広く検討する必要がある。」とされている。

	CODEX	栄養成分表示が義務の国・地域の例								日本 (任意)
		米国 カナダ	韓国	アルゼンチン ウルグアイ パラグアイ ブラジル	香港	台湾	オーストラリア ニュージーランド	EU※2	中国	
エネルギー 炭水化物 たんぱく質 脂質	必須	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	必須※4
ナトリウム	必須	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	必須※4
飽和脂肪酸	必須	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	任意	任意
糖類	必須	義務	義務	任意	義務	任意	義務	義務	任意	任意
トランス脂肪酸	任意※1	義務	義務	義務	義務	義務	任意	任意	義務※3	任意
コレステロール	任意	義務	義務	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意
食物繊維	任意	義務	任意	義務	任意	任意	任意	任意	任意	任意
ビタミンA、ビタミンC カルシウム、鉄	任意	義務	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意

※1 「トランス脂肪酸の摂取量の水準が公衆衛生上の懸念となっている国では、栄養表示においてトランス脂肪酸の表示を考慮する必要がある」旨が脚注に記載されている。

※2 2011年12月に食品ラベルに関する新規則「消費者に対する食品情報の提供に関する規則」が発効され、栄養表示は5年の猶予期間を経て義務化される予定

※3 水素添加又は部分水素添加をしている油脂が使用されている食品については、トランス脂肪酸の含有量を表示しなければならない。

※4 栄養表示をする場合に表示が必須であるもの

各栄養成分の表示の在り方について

【考え方(案)】

・新基準における栄養成分の表示の在り方については、次の3点を勘案して決定する。

- ①消費者における表示の必要性(国民の摂取状況、生活習慣病との関連、等)
- ②事業者における表示の実行可能性
- ③国際整合性

具体的には、①から③の全ての観点を満たす場合は義務、①の観点を満たす場合は推奨*、①の観点を満たさない場合は任意の表示項目とする。

*推奨とは、全事業者における表示の実行可能性は低いものの、表示の必要性が高いものとして積極的に表示すべきと考えられるもの。
(任意ではあるが、その他の任意表示成分よりも優先度が高いものとして規定する。)

【新基準(案)】

義 務		エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム
任 意	推 奨	飽和脂肪酸、食物繊維
	その他	糖類、トランス脂肪酸、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

(考え方の詳細については、次頁以下)

新基準(案)	消費者の必要性	事業者の 実行可能性	国際整合性	(参考)日本食品 標準成分表2010 の数値掲載率
エネルギー 義務	○エネルギーは食事の内容を評価する最も基本的な指標であり、適正体重を維持(肥満・やせを予防)するためにも必要な情報である¹⁾。 ○健康・栄養に関する基本的な知識として、全ての国民が知っておくべきであると考えられるものである¹⁾。	○誤差の許容範囲に縛られない合理的な推定による計算値方式等での表示値の設定が可能である。 ○合理的な推定を行うための書籍、文献等が充実していると考えられる。	○コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン³⁾における必須表示事項である。 ○栄養表示を義務化しているほとんどの国で義務表示とされている。 ○WHO世界戦略⁴⁾において、エネルギーバランスの達成、総脂質の摂取低減、食塩の摂取低減が推奨されている。	100%
たんぱく質 脂質 炭水化物 義務	○エネルギーの質を評価するためには、エネルギー源となる三大栄養素(たんぱく質、脂質、炭水化物)に関する情報も必要である。 ○健康・栄養に関する基本的な知識として、全ての国民が知っておくべきであると考えられるものである¹⁾。			100%
ナトリウム 義務	○ナトリウム制限は、高血圧の予防のために意義が大きい。 ○国民の7割以上が、目標量以上を摂取している²⁾。 ○健康・栄養政策として重要度が高く、全ての国民が知っておくべきであると考えられるものである¹⁾。			100%

表示義務化に向けて、○は支持要因

新基準(案)	消費者の必要性	事業者の 実行可能性	国際整合性	(参考)日本食品 標準成分表2010 の数値掲載率
飽和脂肪酸 	○摂取量が少なくても多くても、生活習慣病のリスクを高くすることが示唆されている。 ○国民のうち、目標量の範囲を外れる人が半数近く存在している²⁾。	○誤差の許容範囲に縛られない合理的な推定による計算値方式等での表示値の設定が可能である。 ●一般表示事項(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)に比べ、合理的な推定を行うための書籍、文献等が充実していないと考えられる。	○コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン³⁾における必須表示事項である。 ○栄養表示を義務化しているほとんどの国で義務表示とされている。 ○WHO世界戦略⁴⁾において、飽和脂肪酸の摂取低減や不飽和脂肪酸への切替が推奨されている。	67%
食物繊維 	○食物繊維の摂取不足は、生活習慣病(特に心筋梗塞)の発症に関連すると報告されている。 ○国民の半数以上が、目標量を摂取できていない²⁾。		●コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン³⁾における必須表示事項ではない。 ●諸外国において、義務表示とされている国は少ない。 ●WHO世界戦略⁴⁾において言及されていない。	95%

表示義務化に向けて、○は支持要因、●は不支持要因

新基準(案)	消費者の必要性	事業者の 実行可能性	国際整合性	(参考)日本食品 標準成分表2010 の数値掲載率
糖類 	●日本人の摂取量が十分に把握されておらず(日本人における科学的根拠が乏しい)、食事摂取基準が示されていない ⁵⁾ 。	○誤差の許容範囲に縛られない合理的な推定による計算値方式等での表示値の設定が可能である。 ●一般表示事項(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)に比べ、合理的な推定を行うための書籍、文献等が充実していないと考えられる。	○コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ における必須表示事項である。 ○栄養表示を義務化しているほとんどの国で義務表示とされている。 ○WHO世界戦略 ⁴⁾ において、遊離糖類の摂取低減が推奨されている。	0%
トランス脂肪酸 	●日本人の大多数のトランス脂肪酸摂取量は、WHOの目標(総エネルギー摂取量の1%未満)を下回っており、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる ⁶⁾ 。 ○脂肪の多い菓子類や食品の食べすぎなど偏った食事をしている場合は摂取量が高くなる可能性があると考えられ、食事摂取基準 ⁵⁾ では、工業的に生産されるトランス脂肪酸は、すべての年齢層で少なく摂取することが望まれるものとしている ¹⁾ 。		●コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ において、「摂取量の水準が公衆衛生上の懸念となっている国では表示を検討すべき」とされている。 ○栄養表示を義務化しているほとんどの国で義務表示とされている。 ○WHO世界戦略 ⁴⁾ において、トランス脂肪酸の排除が推奨されている。	0%

表示義務化に向けて、○は支持要因、●は不支持要因

新基準(案)	消費者における必要性	事業者における 実行可能性	国際整合性	(参考)日本食品 標準成分表2010 の数値掲載率
コレステロール 	●国民のうち、摂取量が目標量を外れる人は少ない ²⁾ 。	○誤差の許容範囲に縛られない合理的な推定による計算値方式等での表示値の設定が可能である。 ●一般表示事項(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)に比べ、合理的な推定を行うための書籍、文献等が充実していないと考えられる。	●コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ における必須表示事項ではない。 ●諸外国において、義務表示とされている国は少ない。 ●WHO世界戦略 ⁴⁾ において言及されていない。	97%
その他 (ビタミン類、ナトリウムを除くミネラル類) 	●生体の機能の維持に欠かせない成分であるが、バランスのよい食生活をしていれば、欠乏症等のリスクは小さいと考えられる。 ●栄養成分を強化、添加したことを謳う食品等については、現行どおり含有量表示を必須とする必要があると考えられるが、全ての食品にとって義務的に表示が必要な情報とは言い難い。		●コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ における必須表示事項ではない。 ●諸外国において、義務表示とされている国は少ない。(義務表示の場合も、一部の成分のみ。) ●WHO世界戦略 ⁴⁾ において言及されていない。	ビタミン 27%~100% ミネラル 27%~100%

表示義務化に向けて、○は支持要因、●は不支持要因

- 1) 消費者庁: 栄養成分表示検討会報告書(平成23年)
- 2) 消費者庁: 第5回栄養成分表示検討会資料
- 3) コーデックス委員会: 栄養表示に関するガイドライン(CAC/GL 2-1985, 2012年改訂)

- 4) WHO: 「食事、身体活動、健康に関する世界戦略」(2004年)
- 5) 厚生労働省: 日本人の食事摂取基準(2010年版)
- 6) 食品安全委員会: 「食品に含まれるトランス脂肪酸」評価書(平成24年)

ナトリウムの表示方法について

【背景】

栄養成分表示検討会報告書(平成23年8月23日・消費者庁)において、「『ナトリウム』と表示することは科学的に正確であるが、消費者にとってみると、ナトリウム含有量のみの表示から食塩相当量を理解することは難しいという指摘もある。我が国では、食塩相当量を用いた栄養指導が一般的に行われており、消費者にはナトリウムよりも食塩相当量の方がなじみが深い。消費者の理解しやすさという観点からは、ナトリウムの表示方法をさらに検討すべきである。」とされている。

(参考) 食塩相当量(g) = ナトリウム量(mg) / 1,000 × NaCl(58.5) / Na(23) ≒ ナトリウム量(mg) / 1,000 × 2.54

【考え方(案)】

- ・「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」という食品表示法の目的を踏まえ、ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い「食塩相当量」とする。
- ・コーデックス委員会の栄養表示ガイドラインでは、「各国において、総ナトリウム量を食塩相当量で『食塩』として表示することを決定することも可能である」旨が脚注に記載されているが、食品中のナトリウムは、食塩(NaCl)以外の形態で存在していることがあるため、「食塩」ではなく「食塩相当量」と表示することが適当である。

(参考) 厚生労働省の推進する健康栄養施策は「食塩(食塩相当量)」が基本とされており、例えば、「日本人の食事摂取基準」の目標量は、「食塩相当量」として設定されているほか、健康日本21(第2次)の目標として、「食塩摂取量の減少」が掲げられている。

＜新基準(案)のポイント＞

ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い「食塩相当量」に代える。

(参考) 栄養成分表示をめぐる国際的な動向

	CODEX	栄養成分表示が義務の国・地域の例								日本	
		米国 カナダ	韓国	アルゼンチン ウルグアイ パラグアイ ブラジル	香港	台湾	オーストラリア ニュージーランド	EU※4	中国	新基準案	現行制度 (任意)
エネルギー 炭水化物 たんぱく質 脂質	必須	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	必須※6
ナトリウム	必須※1※2	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務 (食塩)	義務	義務 (食塩相当量)	必須※6
飽和脂肪酸	必須※1	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	任意	推奨	任意
糖類	必須※1	義務	義務	任意	義務	任意	義務	義務	任意	任意	任意
トランス 脂肪酸	任意※3	義務	義務	義務	義務	義務	任意	任意	義務※5	任意	任意
コレステ ロール	任意	義務	義務	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意
食物繊維	任意	義務	任意	義務	任意	任意	任意	任意	任意	推奨	任意
ビタミンA ビタミンC カルシウム 鉄	任意	義務	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意

※1 第34 回コーデックス委員会総会(2011年7月)において、栄養表示を行う場合、必ず表示すべき事項として、ナトリウム、飽和脂肪酸、糖類が追加された。

※2 第34 回コーデックス委員会総会(2011年7月)において新規事項として追加され、「各国において、総ナトリウム量を食塩相当量で「食塩」として表示することを決定することも可能である」旨が脚注に記載されている。

※3 第34 回コーデックス委員会総会(2011年7月)において、「トランス脂肪酸の摂取量の水準が公衆衛生上の懸念となっている国では、栄養表示においてトランス脂肪酸の表示を考慮する必要がある」旨が脚注に追加された。

※4 2011年12月に食品ラベルに関する新規則「消費者に対する食品情報の提供に関する規則」が発効され、栄養表示は5年の猶予期間を経て義務化される予定である。

※5 水素添加又は部分水素添加をしている油脂が使用されている食品については、トランス脂肪酸の含有量を表示しなければならない。

※6 栄養表示をする場合に表示が必須であるもの